

## 第10回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召集 令和3年4月20日(火) 13時30分  
第10回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開会 令和3年4月20日(火) 13時22分

3. 閉会 令和3年4月20日(火) 14時05分

### 4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	<del>8 番 菊池</del>	9 番 岩井	10 番 市村
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 8 番—菊池委員

6. 議事録署名委員 3 番—馬場委員 4 番—星委員

7. 付議議件  
議案第 45 号 農地法第18条の規定による合意解約通知について  
議案第 46 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 47 号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 48 号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について  
議案第 49 号 農用地利用配分計画案に対する意見について  
議案第 50 号 下限面積の設定について  
議案第 51 号 斜里町農業委員会委員の辞任の同意について

### 8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉  
事務局 笠井 孝弘  
神矢 拓郎  
羽田野 由美子

## 9. 会議の概要

事務局	<p>第 10 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員は 8 番 菊池委員となっております。</p> <p>出席委員は 16 名中 15 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p> <p>議長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは第 10 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名員に、3 番一馬場委員、4 番一星委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 45 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明お願ひします。</p>
事務局	<p>議案第 45 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号 1、関係の土地については、字越川 5 筆、地目畑、合計面積は 41,503 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 29 年 12 月 22 日から令和 4 年 12 月 21 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 4 月 6 日となっております。</p> <p>番号 2、関係の土地については、字越川 3 筆、地目畑、合計面積は 30,558 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 6 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 4 月 8 日となっております。</p> <p>番号 3、関係の土地については、字越川 3 筆、地目畑、合計面積は 74,359 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は令和 1 年 5 月 31 日から令和 11 年 5 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 3 年 4 月 8 日となっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願ひします。以上です。</p>
議長	<p>合意解約通知について確認決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>よろしいです。</p>
議長	<p>それでは決定とします。</p> <p>日程 3、議案第 46 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明お願ひします。</p>
事務局	<p>議案第 46 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字越川 6 筆、地目については記載のとおり、合計面積</p>

	<p>は41,582㎡、申請の理由は貸人が今後農業は行わないので賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分2、関係の土地については字三井1筆、地目については記載のとおり、面積は16,879㎡、申請の理由は貸人が今後農業は行わないので賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図については1、2番同頁記載となっています。</p> <p>現地調査については4月16日(金)波多野委員、佐藤委員、菅野委員で行っています。</p> <p>別紙の農地法第3条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	区分1、2の現地確認委員、波多野委員どうでしたか。
波多野委員	問題ありません。
議長	区分1、2を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>区分1、2について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>ここで休憩とし、日程9その他、協議・報告事項(1)の説明をお願いします。</p> <p>(一時休憩)</p> <p>それでは休憩を解き日程4、農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。</p> <p>区分1、関係の土地については字越川1筆、地目畑、面積は1,080㎡申請の理由については農業用施設の建設、転用の概要については記載のとおりとなっております。</p> <p>区分2、関係の土地については字越川1筆、地目畑、面積は805㎡申請の理由については農業用施設の建設の追認、転用の概要については記載のとおりとなっております。</p> <p>位置図については1、2番同頁記載となっています。</p> <p>現地調査については4月16日(金)菅野委員、佐藤委員、市村委員で行っています。</p> <p>別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。</p>

議長	区分 1、2 の現地確認委員の菅野委員どうでしたか。
菅野委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程 5、議案第 48 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。
事務局	議案第 48 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)所有権の移転関係 番号 1、関係の土地については、字美咲 1 筆、地目畑、面積は 27,424 m <sup>2</sup> 、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受するとなっています。価格については 8,062 千円、反当り 294 千円となっています。幹旋委員は馬場委員長、岩井副委員長、島田委員、尾崎委員、佐藤委員、石川委員、東城委員で行なっています。位置図については同頁に記載となっています。別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書も併せて確認をお願いします。
議長	(2)の利用権の設定関係について 1 番を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 (2)利用権の設定関係の説明をお願いします。
事務局	(2)利用権の設定関係 番号 1、関係の土地については字朱円東 10 筆、地目畑、合計面積は 49,206.49 m <sup>2</sup> 、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 8 年 2 月 25 日まで、借賃は反当り 4,000 円、毎年 12 月 10 日までに指定口座に振り込みとなっています。 番号 2、関係の土地については字越川他 15 筆、地目畑、合計面積は 124,947 m <sup>2</sup> 、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和 13 年 11 月 30 日までとなっています。 番号 3、関係の土地については字越川 3 筆、地目畑、合計面積は 30,558 m <sup>2</sup> 、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 6 年 11 月 30 日まで、借賃は反当り 11,000 円、毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。

	<p>位置図については1番が次頁、2、3番は経営移譲のため省略となっています。別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	(2)の利用権の設定関係について1から3番まで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程6、議案第49号農用地利用配分計画案に対する意見について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第49号農用地利用配分計画案に対する意見について</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律19条第3項の規定に基づき、農業委員会に審議を求める。</p> <p>番号1、関係の土地については字越川2筆、地目畑、合計面積は27,588㎡、利用権の種類は賃貸借、期間は公告後から令和6年11月30日まで経営面積は記載のとおり、権利移転の理由については、後継者に経営移譲するため、支払方法は毎年12月10日までに振込となっています。</p> <p>位置図については、経営移譲のため省略となっています。以上です。</p>
議長	番号1の農地利用配分計画案の意見について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認め決定します。</p> <p>日程7、議案第50号下限面積の設定について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第50号下限面積の設定について</p> <p>農地法第3条第2項第5号の農林水産省で定める基準について、農地法施行規則第17条第1項の面積を下記のとおり適用する。</p> <p>方針、現行の下限面積、2ヘクタールの変更は行わない。</p> <p>理由、2015農林業センサスで、管内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割を超えているためとなっております。以上です。</p>
議長	説明があったとおり、下限面積は現状と同じく変更なしでよろしいですか。
全員	異議なし。

議長	<p>異議なしと認め決定します。</p> <p>日程8、議案第51号斜里町農業委員会委員辞任の同意について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>この件につきましては、先月の総会でご説明させていただきました菊池委員の辞任についてでございます。</p> <p>辞任等の手続きにつきましては、農業委員会等に関する法律第13条により、委員の辞任については市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができることとなっているため、本日の総会におきまして辞任の同意についてみなさんにお諮りをするものでございます。</p> <p>市町村長の同意につきましては、令和3年3月30日付の庁舎内の起案文書におきまして町長の同意を得ておりますのでご報告を申し上げさせていただきます。</p> <p>辞任の理由につきましては、令和3年4月5日付で一身上の都合により農業委員を辞任したいと申し出がありました。</p> <p>以上説明とさせていただきますがご審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>菊池委員の辞任について説明がありましたが、みなさん何がございませうか。</p>
全員	<p>ありません。</p>
議長	<p>辞任ということで決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしということで決定します。</p> <p>ここで休憩とし、日程9その他、協議・報告事項の説明をお願いします。</p> <p>(一時休憩)</p> <p>本会議に戻し、全体を通して何か意見等ありませんか。</p>
全員	<p>ありません。</p>
議長	<p>以上をもちまして第10回斜里町農業委員会総会を終わります。</p>

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和3年4月20日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

馬場 武夫

議事録署名委員

星 美保子